



広報

いっしょに地球を

No. 97

令和5年6月



もくじ

コロナ禍の3年間を振り返る……	2～3
組合議会 議長就任挨拶……	4
城南ブロック・重機合同訓練……	4
違反対象物の公表について……	5
文化財防火デー……	6
スマートフォンによる119番通報……	6
消防めし!……	6

新型コロナウイルス感染症

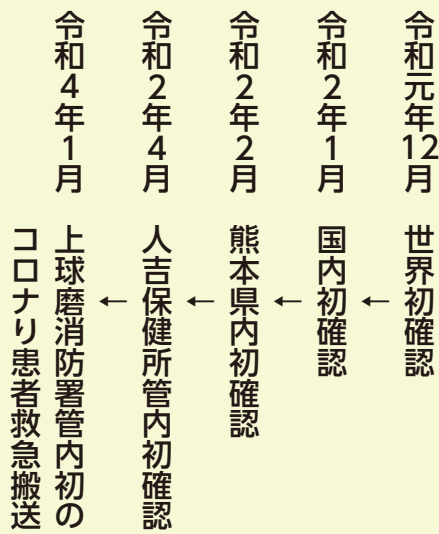
令和5年5月8日以降、5類感染症へ移行

火災・救急・救助は**119**番

コロナ禍の3年間を振り返る

令和5年5月8日（月）から、新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置付けの変更が行われ「2類相当から5類」へ。感染症対策は「個人の選択を尊重し、自主的な取組をベースとしたもの」に大きく変わりました。そこで、この転換期にコロナ禍の3年間を振り返りました。

【経過】



救急搬送の様子

救急小隊長として徹底した感染防止対策を行うため、新型コロナウイルス感染症流行時の出動準備から搬送後の手順までを示した上球磨消防本部独自の救急活動マニュアルの策定を行いました。

新型コロナウイルス感染症が出現して、救急現場が一変しました。コロナ禍の救急活動は、自分が感染してしまうリスク、救急搬送後に帰署してから残留している隊員に感染させるリスク、さらに、帰宅後に家族へ感染させるリスクがあり、常に不安を抱えながらの活動でした。コロナ禍前と比べ、活動する際の装備や車内の消毒・除染作業は大きく変わりました。



救急小隊長
坂本 直紀



Web会議の様子

まずは期間が長かったという印象です。新興ウイルスのパンデミックが世界的にも初めてで、前例がありませんでした。当本部としても、国や県の指針等を確認しながら一つ一つ考えて様々なことに対処しました。業務についてはウェブ会議の導入や、感染対策マニュアルを救急小隊長主導のもとに変更しました。



通信指令課長
(前警防課長)
岩野 昌英



感染症対策品等



業務継続するために必要な予算については、構成町村のご理解のもとに十分に措置していただきました。例えば、オゾン発生装置やサーマルカメラ、また、救急業務に必要とする感染症対策品といえるものは、必要十分な量を整備することができました。そのほか、職員が感染した場合等の休暇の取得方法が正当なものであるかの確認作業などを行いました。



総務課長
池末 光春

新型コロナウイルス感染症拡大は、消防に大きな影響を与えました。その中で、出勤体制・勤務人数の維持には大変苦慮しました。感染者や濃厚接触者が発生すると、休みの職員や毎日勤務者からの応援、活動に必要な資格を持つ職員の配置などを考えなければなりません。分署閉鎖や最低勤務人員・出勤体制の縮小なども考慮していましたが、幸いにも当組合でのクラスターがなく、感染者や濃厚接触者の休みがそれほど重ならなかったこともあり、通常の勤務人員を維持しての勤務体制が確保できました。

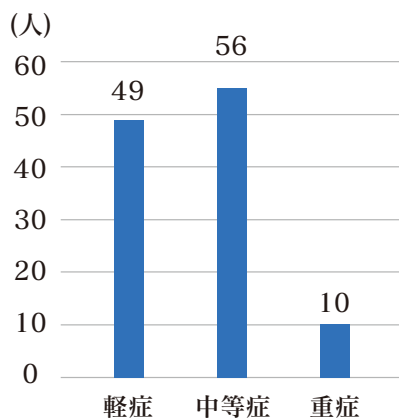
今後、新たな感染症が発生した場合、迅速に初動態勢を整え、感染対策を実施し、来たる大災害に備えBCP（事業継続計画）の見直しと強化を図りたいと考えています。



消防署長
犬童 宏

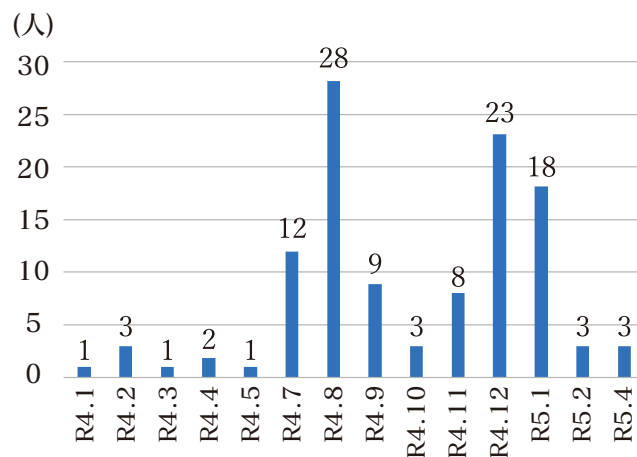
傷病程度別搬送者数

(総計115人)



月別搬送者数

(総計115人)



新型コロナウイルス感染症に関する
上球磨消防署管内の統計

上球磨消防組合議会 第17代議長に

米本 宗徳 氏 就任



米本 宗徳 氏
～経歴～
1965年1月生まれの58歳
2007年水上村議会に初当選
(現在5期目)
2019年当消防組合議会議員
(現在に至る)

～抱負～
地域住民の皆様が安心して生活できるよう、議会と執行部で協力していきます。

この度、令和5年5月30日開催の第一回臨時会におきまして、上球磨消防組合議会議長を拝命しました、水上村議会選出の米本宗徳でございます。身に余る光栄ではありますが、与えられた職務の重要性を考えますと、改めて身の引き締まる思いであります。

昨今の自然災害は、いづどこでどんな災害が起きるかわかりません。住民の生命、財産を守るという観点から、地域の安全と安心を守る防災体制の確立と消防力の強化に向け、誠心誠意努力してまいります。住民の皆様へのご協力をお願いいたしまして、就任のご挨拶いたします。

消防組合議員名簿

(令和5年5月30日～)

※議席順に記載

- 1 橋本 誠【副議長】
(あさぎり町)
- 2 森山 宏
(湯前町)
- 3 落合 健治
(多良木町)
- 4 岩本 恭典
(あさぎり町)
- 5 豊永 好人
(多良木町)
- 6 永井 英治
(あさぎり町)
- 7 米本 宗徳【議長】
(水上村)



ドローンを操縦する隊員



土砂を人力と重機で排出する隊員

県南4消防本部による 土砂災害を想定した合同訓練

令和4年12月14日(水)、熊本県の南部に隣接する、八代、水俣芦北、人吉下球磨、上球磨の県南4消防本部合同で、近年各地で発生している大規模土砂災害を想定した訓練を実施しました。

当日は、熊本県消防相互応援協定に基づく応援要請から集結までの確認、実働訓練として重機を使用した救出訓練及びドローンを使用した情報収集訓練を行いました。

今後も近隣消防本部との合同訓練を重ね、災害現場における隊員間の連携や活動時の共通認識を図りながら、いかなる災害にも安全迅速に対応できるように努めてまいります。

重大な消防法令違反



がある建物を「公表」する制度とは？

公表制度とは、建物を利用する方が、自ら火災危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用できるよう、促すものです。

1.公表の対象となる建物

飲食店、物品販売店、旅館など不特定の人が入り出る建物（複合用途も含む）や、病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用する建物です。

2.公表の対象となる消防法令違反

建物に義務付けられた消防用設備等（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備）が設置されていない重大な消防法令違反です。

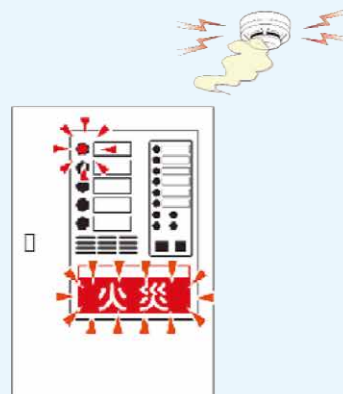
【屋内消火栓設備】



【スプリンクラー設備】



【自動火災報知設備】



3.公表する内容

①建物の**名称**

②建物の**所在地**

③**法令違反の内容**

重大な消防法令違反の大半は、建物の増改築や接続、用途の変更などが原因で発生しています！

知らない間に消防法令違反にならないため、上球磨消防本部予防課（0966-42-3184）まで、事前協議をお願いします。



文化財防火デー

文化財防火デーは、昭和24年1月26日に現存する世界最古の木造建築物である法隆寺で火災が発生したことをきっかけとして、文化財を火災・震災その他の災害から守るとともに、日本国民の文化財愛護思想の高揚を図る目的で制定されました。管内各町村においても毎年防火訓練が実施されています。

今年度は久米治頼神社（多良木町）、城泉寺（湯前町）、生善院猫寺（水上村）、谷水薬師堂（あさぎり町）において防火訓練が実施されました。関係者や地域の方々も訓練に参加され、火災発生時における一連の動きについて再確認されました。



湯前町消防団と合同で中継訓練と消火活動訓練を行う

文化財は歴史や文化を正しく理解する上で欠かすことのできない国民共有の貴重な財産です。

様々な災害から文化財を守り、後世に伝えていくために、歴史的遺産を大切に保護し、住民の皆様も身近にある文化財の保護にご理解とご協力をお願いします。

スマートフォンによる119番への自動発信機能に関する注意

近年発売されたスマートフォンには、自動車衝突事故等に伴う衝撃を検出し、自動で緊急通報を発信する機能が搭載され、初期設定でこの機能が有効になっているものがあります。

車の激しい衝突事故が起きたとき以外にも、スマートフォンの落下や転倒の衝撃によって119番に自動で発信される場合があります。



誤発信の場合は

○電話を切らずに「間違えた」とお伝えください。
○誤って電話を切ってしまった場合、確認のため、すぐに消防機関から折り返しの連絡があります。その場合は、必ず電話に出て救急車や消防車が必要かどうかをお伝えください。

消防めし！



油淋鶏

消防署では、当番制で晩御飯を作ります。多い時では14人分を1人で準備します。職員が食べている消防めしを少しずつ紹介していきます。

今回の担当は、採用5年目の中礼消防士。現在、第3中隊第2小隊員（予防係）として、現場活動を行っています。美味しく出来ました。